

江戸川区立江戸川小学校PTA規約（案）

第1章 名称

第1条 本会を江戸川区立江戸川小学校PTAと称し、事務局を東京都江戸川区江戸川一丁目1番16号の江戸川区立江戸川小学校（以下、「学校」とする。）におく。

第2章 目的

第2条 本会は、学校、家庭及び地域と協力して、児童の健全育成と児童福祉に努めることを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は、学校と連携協力する自主団体として、次の方針に基づいて活動する。

- (1) 会員の総意によって民主的に運営し、原則として総会や運営委員会で協議決定された事項に基づいて活動する。
- (2) 本会は、本旨を同じくする他団体と協力して活動するが、政治的・宗教的に中立の立場を遵守し営利活動をしない。
- (3) 学校の教育方針に協力し活動するが、学校の経営や人事には干渉しない。

第4章 会員

第4条 本会の会員資格は、学校に在籍する児童を保護する家庭やそれに代わる団体、及び江戸川小学校とする。

2 本会の入・退会については、別途定める。

3 第1項に定める会員資格を喪失することにより退会する場合は、別途定める。

第5条 本会の目的に著しく反する場合、退会させることができる。

第6条 本会の活動を推進するために会費を徴収することができる。

2 会費の徴収については、別途定める。

第7条 本会の活動に要する経費は、会費、事業収入、寄付金その他の収入とする。

第8条 本会の経理は、総会において承認された予算に基づいて行う。

2 追加予算が発生した場合、追加予算案を総会において審議し承認を得なければならない。

但し、総会を開催することができない場合は、幹事会において審議し了承を得た後、直近の総会において承認を得るものとする。

第9条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第10条 本会の会計年度は、毎年四月一日から始まり、翌年の三月三十一日に終わる。

第5章 役員

第11条 本会の役員は、次のとおりとする。

(1) 会長 一名

(2) 幹事 一～七名以内

2 幹事の中から会計担当を一名以上互選する。但し、任期を2年以内とし再任を認めない。

3 役員は、会計監査を兼ねることができない。

第12条 役員は、総会の承認を得て決定する。

2 役員に欠員が生じた場合、会長については総会で、その他役員については総会において会員の承認を得て決定する。但し、総会を開くことができない場合は幹事会の承認により決定し、直近に行われる総会において報告し了承を得る。なお、任期は前任者の在任期間とする。

第13条 役員の任期は一年とし、再任は二回限りとする。

第14条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括するとともに、総会、運営委員会を招集する。
- (2) 幹事は、会長を補佐し、会長が不在の場合には会長代理を務める。また、本会の運営に関わる会計、庶務、渉外等を担当する。
- (3) 会計を担当する幹事は、本会の経理を担当し、予算及び決算を担当する。

第6章 会計監査

第15条 本会の収支について監査を行い、総会において監査報告をするするために、本部役員を除く会員並びに非会員より二名の会計監査を選出する。

第16条 会計監査は、総会において会員の承認を得て選任される。

第17条 会計監査の任期を一年とする。ただし、一回に限り再任を妨げない。

第18条 会計監査に欠員が生じたときは、幹事会がこれを補充し、任期は前任者の在任期間とする。

第7章 役員の選出

第19条 本会の役員の選出にあたっては、全会員の中から希望者を募り、総会の承認を得て決定する。

- 2 役員選出に係る運営業務は幹事会が行う。

第8章 総会

第20条 総会は、本会の最高議決機関であって、すべての会員をもって構成される。

第21条 次の事項について、総会で審議し決定する。

- (1) 当該年度の活動報告及び新年度の活動計画の承認
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 新役員の承認
- (4) 会長または幹事会において審議が必要な事項

第22条 会長が総会を年1回招集する。但し、会長または会員の五分の一以上の要求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

- 2 集合しての総会または臨時総会を行うことができない場合は、紙面またはオンラインにより開催することができる。

第23条 総会は、会員の五分の一（委任状を含む）の出席をもって成立し、過半数の賛成をもって決定する。但し、可否同数のときは議長が決定する。

第9章 幹事会

第24条 幹事会は、会長が招集し、幹事をもて構成される。但し、会長または幹事会が必要と判断した場合、構成員以外の参加を認める。

- 2 構成員のうち二分の一以上の要求があった場合、会長は幹事会を招集しなければならない。
- 3 集合しての開催が困難な場合は、回覧またはオンラインによる会議を行うことができる。

第25条 幹事会は、次の事項について審議し決定する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事
- (2) 役員選出に関する事
- (3) 予算及び決算に関する事
- (4) 総会に代わって議案を審議し決定すること
- (5) 会長または幹事会からの提案に関する事

第26条 総会に代わって審議し決定した事項について、直近の総会において報告し承認を得るものとする。

第27条 幹事会は構成員の二分の一以上をもって成立し、過半数の賛成をもって決定する。但し、可否同数のときは会長が決定する。

第10章 各種委員会及びプロジェクトチーム

第28条 本会の目的を実現させていくため、各種委員会またはプロジェクトチームをおくことができる。

第29条 各種委員会は年間を通して活動するための組織とする。

2 年間の予算を含む活動計画及び活動結果を総会において報告し、承認を得なければならない。

3 各種委員会の設置については幹事会で決定する。

第30条 プロジェクトチームは1年のうち限定した期間のみ活動するための組織とする。

2 プロジェクトチームの設置は会長または会員の発意により幹事会で決定する。

3 予算を含む活動計画及び活動結果を総会において報告し、承認を得なければならない。但し総会後にプロジェクトチームを設置した場合は、幹事会において報告し承認を得た後、直近の総会において承認を得るものとする。

第11章 規約の改正

第31条 本規約は、会長または会員の発意により、総会において、三分の二以上（委任状を含む）の賛成をもって決定する。

2 本規約を改正する場合、総会開催の十四日前までに会員に周知しなければならない。

3 規約の改正に必要な手続きは幹事会で決定する。

第12章 その他

第32条 本会の運営が著しく困難な場合、本会の活動を休止または解散することができる。

2 本会を休止または解散する場合、幹事会において手続きを決定し、総会により三分の二以上賛成をもって決定する。

3 会長または幹事が不在の場合、前年度の役員が休止または解散までの間、会長または幹事を代行する。

附則

この規約は、昭和四十三年五月十六日より施行する。

この規約は、昭和五十四年四月一日より施行する。（一部改正）

この規約は、昭和五十六年四月一日より施行する。（一部改正）

この規約は、昭和五十四年四月一日より施行する。（一部改正）

この規約は、昭和六十年四月一日より施行する。（一部改正）

この規約は、昭和六十二年四月一日より施行する。（一部改正）

この規約は、平成七年四月一日より施行する。（一部改正）

この規約は、平成十四年四月一日より施行する。（一部改正）

この規約は、平成十五年四月一日より施行する。（一部改正）

この規約は、平成二十四年四月一日より施行する。（一部改正）

この規約は、平成二十五年四月一日より施行する。（一部改正）

この規約は、平成二十六年四月一日より施行する。（一部改正）

この規約は、令和四年 月 日より施行する。（一部改正）